

総社市告示第93号

総社市有害鳥獣捕獲報奨金交付要綱（平成17年総社市告示第80号）の一部を次のように改正する。

平成27年9月18日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（様式の表示を除く。）を削る。  
 次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。  
 次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を削る。

改 正 後					改 正 前				
（報奨金の交付申請） 第3条 報奨金の交付を受けようとする者は、捕獲後速やかに有害鳥獣捕獲報奨金交付申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。 2 略 別表（第2条関係）					（報奨金の交付申請） 第3条 報奨金の交付を受けようとする者は、捕獲後速やかに有害鳥獣捕獲報奨金交付申請書（ <u>別記様式</u> 以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。 2 略 別表（第2条関係）				
報奨金の種類	交付対象者	要件	交付限度額	申請時期	報奨金の種類	交付対象者	要件	交付限度額	申請時期
略					略				
2 イノシシ・シカクサ許可捕獲報奨金	市内において鳥獣捕獲許可者で編成する駆除班	岡山県有害獣捕獲強化緊急対策事業実施要領(平成24年3月22日付け農振第641号)の期間内に市内で捕獲したイノシシ又はシカ	イノシシ又はシカ1頭につき8,000円。ただし、有害鳥獣捕獲許可の捕獲頭数以内	要件に該当する期間に捕獲したものについて随時	2 イノシシ・シカクサ許可捕獲報奨金	市内において鳥獣捕獲許可者で編成する駆除班	岡山県有害獣捕獲強化緊急対策事業実施要領(平成24年3月22日付け農振第641号)の期間内に市内で捕獲したイノシシ又はシカ	イノシシ又はシカ1頭につき8,000円。ただし、有害鳥獣捕獲許可の捕獲頭数以内	要件に該当する期間に捕獲したものについて随時

改正後					改正前				
3 イノシシ・シカ狩猟捕獲報奨金	市内において組織する狩猟団体に所属する狩猟者	狩猟期間内に市内で捕獲したイノシシ又はシカ	イノシシ又はシカ1頭につき8,000円	狩猟期間内に捕獲したものについて随時					
					別記様式（第3条関係） 略				

附 則  
この告示は、公布の日から施行する。